

EU 製造物安全一般指令と欧州自転車規格

2006年7月22日、EU委員会は先に発行された自転車のEN規格（欧州規格）4件を製造物安全一般指令(2001/95/EC)の「安全の基準」として採用する事をEU官報に公示した。(2006/514/EC) これによりEU域内での自転車の安全基準はEN規格となる。

EN 14764:2006 ‘City and trekking bicycles – Safety requirements and test methods’

「シティー車及びトレッキング車－安全要求事項及び試験方法」

EN 14766:2005 ‘Mountain-bicycles – Safety requirements and test methods’

「マウンテンバイク－安全要求事項及び試験方法」

EN 14781:2005 ‘Racing bicycles – Safety requirements and test methods’

「ロードレーサー－安全要求事項及び試験方法」

EN 14872:2006 ‘Bicycles – Accessories for bicycles – Luggage carriers’

「自転車－自転車附属品－荷台」

1. EU指令と自転車EN規格の関係

2004年1月15日に製造物安全一般指令(2001/95/EC)が施行され、EU域内に製品を供給する製造者は、「安全な製造物のみを市場に供給すること」を義務付けられた。安全な製造物の基準として、その製品のEN規格或いは、適切と認める規格を安全の判断基準とした。当該指令施行の時点で自転車のEN規格が完成していなかったため各国により安全の基準は様々だったが、今回の官報公示によりEU域内での自転車の安全基準は上記の4規格となった。

①GENの側面

GEN加盟国は、EN規格が発行され、それに相反する国家規格が存在する場合、その規格を排除しEN規格を定められた期間内に国家規格に置き換える遵守義務がある。例えば、ドイツではDIN 79100という一般自転車に関するドイツ国家規格が存在しているが、EN規格の発行から1年以内にDIN 79100を廃棄し制定されたEN規格をDIN/EN 14764として置き換えなければならない。この遵守義務は、加盟国全てに適用されるためEU加盟国の自転車規格は全て同じものとなる。

②「製造物安全一般指令」の側面

①の中で注意が必要なのは、EU加盟国の国家規格が同じになるだけで、制定されたEN規格が製造物安全一般指令で規定している「安全な製品」と推定を受けるための安全基準になっていない点である。EU委員会によって、自転車EN4規格が一般安全製品指令の安全要件を満たしていると認められEU官報に掲載されたことによってEN規格を充足する自転車はEU加盟国において「安全な製品」であるとの推定を受ける。

2. 欧州の自転車業会の反応

こうした動きが一般の消費者に報道されているため、製品事故があった際の訴訟件数の増加を予測し、欧州自転車工業連合会(COLIBI)、欧州自転車部品・付属品工業連合会(COLIPED)

では対応策として欧州内の自転車製造業者及び輸入業者に PL 保険への加入を呼びかけている。

3. フランス、イギリスでの対応

フランスでは、同国工業省令に基づき NF R 30-20「自転車の安全基準」を満たさない自転車の輸入及び販売を禁止しているが、その基準規格が EN 規格に置き換わる。昨年末には国立の試験所で EN 規格の試験が行える試験機械の導入及び検査員の研修を完了していた。

イギリスも同様に、同国消費者保護法に基づき BS 6102 Part1、2「自転車の安全基準」を満たさない自転車の輸入及び販売を禁止しているが、その基準規格が EN 規格に置き換わる。

4. RAPEX システム（非食品製品のための緊急警戒制度）

安全な製品のみを EU 市場に流通させることを担保するため、安全でない製品は EU 加盟各国の所管機関より EU 委員会に通報され、製品の危険および回収・リコール情報が RAPEX ホームページ上で公開される。2004 年にチェコが通報した輸入 MTB は、雨天時のブレーキ性能が ISO（国際標準化機構）及び DIN（ドイツ連邦標準化委員会）自転車規格値を満足しないとの理由で販売禁止命令を受けホームページ上で公開されたが、今後安全基準は EN 規格となる。

【RAPEX ウェブ・アドレス】

http://ec.europa.eu/consumers/dyna/rapex/rapex_archives_en.cfm

（国際業務部）

以 上